

香美市地域活性化総合補助金

目的	補助対象者	補助の要件	担当	区分	事業内容等	補助率 ※千円未満切捨て	補助限度額		
地域の振興、福祉の向上並びにコミュニティの形成及び運営を図るため、産業経済、文化・交流、社会生活機能の向上を図るために実施されるソフト・ハード事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で交付します。	自治会又は活動団体 (構成員5名以上の市内にその活動拠点を有する団体であり、かつ、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している方で構成されているもの)	1 補助対象事業 当該年度における国、県等の他補助事業の採択要件を満たす事業内容である場合又は事業採択された場合は、補助対象としない。ただし、地域活動事業、集会所整備事業、生活基盤整備事業、給水施設整備事業の実施についてはこの限りでない。	定住推進課 (まちづくり班) 【Tel 53-1061】 本庁舎3階 香北支所 (市民生活班) 【Tel 52-9285】 (地域振興班) 【Tel 52-9286】 物部支所 (地域振興班) 【Tel 52-9289】	地域活動	① 美しい地域づくりにつながる事業	80%	500,000 円		
		② 郷土の芸能・歴史等の普及・保存活動につながる事業							
	③ 産業の振興につながる事業								
	④ 地域住民の交流の促進につながる事業 (人材育成、地域間交流、福祉活動、健康づくり、文化・スポーツなど)								
	⑤ 地域の活性化につながる事業 (その他、自治会加入促進につながる事業など)								
	自治会	2 事業要件 ア 発注は市内業者に限る。ただし、市内業者では施工できない場合、取扱いがない場合又は施工が専門的及び特殊であるため市内業者では施工困難であると市長が特に認める場合には、この限りでない。 イ 補助対象とする事業期間は、原則として単年度とする。 ウ 補助事業は、1事業実施者につき年度内1回限りとする。ただし、次のいずれかの場合において、市長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。 (ア) 一つの自治会に複数の集会所を有する場合で、複数の集会所の耐震改修工事に併せて(2)の採択基準の区分「集会所整備事業」の集会所整備を行う場合 (イ) 生活に支障をきたす緊急性のあるもので、(2)の採択基準の区分「生活基盤整備事業」の生活道及び「給水施設整備事業」の給水施設、水源管理道の整備等を行う場合 エ 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じ、千円未満を切り捨てた金額とする。		定住推進課 (まちづくり班) 【Tel 53-1061】 本庁舎3階 香北支所 (市民生活班) 【Tel 52-9285】 (地域振興班) 【Tel 52-9286】 物部支所 (地域振興班) 【Tel 52-9289】	集会所整備	① 新築	75%	16,000,000 円	
						② 増築			4,500,000 円
						③ 改築			4,500,000 円
						④ 移転			9,000,000 円
						⑤ 修繕			1,500,000 円
						⑥ 大規模の模様替え			3,000,000 円
						⑦ 外構工事			1,500,000 円
⑧ 建築設備			1,000,000 円						
⑨ 備品購入			375,000 円						
生活基盤整備	生活基盤整備 生活道、生活排水路の他、集落の維持や整備、活性化を図るものを対象とする。 (例: 掲示板、バス停待合所、ごみ集積所等)	生活基盤整備	①請負の場合	75%	375,000 円				
			②資材購入補助(地元直営で作業)の場合、原材料代のみ対象 ※重機等借り上げ代及び人件費等は補助対象外	100%	250,000 円				
			③備品購入	100%	250,000 円				
			給水施設整備	給水施設・水源管理道の整備	①請負の場合	90%	500,000 円		
②資材購入補助(地元直営で作業)の場合、原材料代のみ対象 ※重機等借り上げ代及び人件費等は補助対象外	100%	250,000 円							

香美市地域活性化総合補助金

目的	補助対象者	補助の要件	担当	区分	事業内容等	補助率 ※千円未満切捨て	補助限度額
<p>農業者等が農業をはじめとする集落機能の維持再構築を図るための農業生産活動を行う事業及び特産物の育成のために実施されるソフト・ハード事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。</p>	<p>農業者等(JA・農業生産団体)が組織する団体</p>	<p>1 補助対象事業</p> <p>当該年度における国、県等の他補助事業の採択要件を満たす事業内容である場合又は事業採択された場合は、補助対象としない。</p> <p>2 事業要件</p> <p>ア 発注は市内業者に限る。ただし、市内業者では施工できない場合、取扱いがない場合又は施工が専門的及び特殊であるため市内業者では施工困難であると市長が特に認める場合には、この限りでない。</p> <p>イ 補助対象とする事業期間は、原則として単年度とする。</p> <p>ウ 補助事業は、1事業実施者につき年度内1回限りとする。</p> <p>エ 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じ、千円未満を切り捨てた金額とする。</p>	<p>農林課 (農政班) 【Tel 53-1062】 本庁舎4階</p> <p>香北支所 (地域振興班) 【Tel 52-9286】</p> <p>物部支所 (地域振興班) 【Tel 52-9289】</p>	<p>特産物育成</p>	<p>①新規ゆず苗木導入事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆず苗木導入(ゆず苗木1本当たりにつき)1箇所当たり30本以上の新植であること。 ・植栽本数は10a当たり70本以上100本未満であること。 ・植栽箇所は香美市内であること。 ・実績報告書に植栽箇所の写真を添付すること。 ・農業関係機関等による各種試験等の要請又は穂木、種子等の提供要請があった場合は応じること。 	<p>50%</p>	<p>ゆずは1本あたり500円</p>
	<p>自治会 (受益戸数2戸以上)</p>	<p>①請負の場合</p> <p>70%</p> <p>350,000 円</p>	<p>②資材購入補助(地元直営で作業)の場合、原材料代のみ対象 ※重機等借り上げ代及び人件費等は補助対象外</p> <p>100%</p> <p>100,000 円</p>	<p>農業用施設整備</p> <p>○農業用施設整備 耕作道、農業用用水路の整備</p>			